

関連条文の抜粋

工場立地法(抄)

(工場立地に関する準則等の公表)

第4条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

- 1 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設(物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

工場立地法施行規則(抄)

(緑地)

第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。))に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。)とする。

- 1 樹木が生育する10平方メートルを超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの
 - イ 10平方メートル当たり高木(成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)が1本以上であること。
 - ロ 20平方メートル当たり高木が一本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。以下同じ。)が20本以上あること。
- 2 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている10平方メートルを超える土地又は建築物屋上等緑化施設

工場立地に関する準則(抄)

(緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第2条 規則第三条各号に掲げる緑地(以下「緑地」という。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)は、100分の20以上の割合とする。ただし、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 緑地及び規則第四条の緑地以外の環境施設(以下「環境施設」という。)の面積の敷地面積に対する割合は百分の二十五以上の割合とする。